

【京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金】

《補助率等》

事業所設置促進補助金：投下固定資産額 × 10%

府内常用雇用促進補助金：新規府内常用雇用者数 × 単価

障害者 × 50万円	正規雇用者 × 40万円	その他 × 10万円
---------------	-----------------	---------------

※ 京都市地域に立地される場合は上記の補助率・単価がそれぞれ0.5倍となります。

《交付限度額》

事業所設置促進補助金		府内常用雇用促進補助金
府内常用雇用者数※1	限度額※2～6	
5～9人の場合	0.5億円	8億円
10～19人の場合	1億円	
20～49人の場合	1.5億円	
50～99人の場合	2億円	
100～299人の場合	3億円	
300～499人の場合	6億円	
500人以上の場合	8億円	

※1 府内常用雇用者とは、府内に住所を有し、かつ、雇用保険の被保険者となっている常用雇用者をいいます。また、府内常用雇用者のうち府内他施設からの異動者を除いた者を新規府内常用雇用者といいます。

※2 ※1について、期間を定めて雇用されている者については、雇用期間が1年を超えた日以降において人数にカウントします。

※3 事業所設置促進補助金に係る限度額については、操業開始時点の府内常用雇用者数で算定します。なお、工事を複数の工期に分けて実施する場合については、各工期に係る操業開始時点の府内常用雇用者数で算定します。

※4 中北部地域・木津川右岸地域に立地される場合は、上記の限度額が1.5倍となります。(事業所設置促進補助金のみ)

※5 京都市地域に立地される場合は上記の限度額がそれぞれ0.5倍となります。

※6 大規模投資や、円高時の輸出関連企業については、別途、特例限度額が適用されます。(事業所設置促進補助金のみ)

《補助対象業種及び投資規模要件》

補助対象業種	補助対象要件		
	用地等面積	投下固定資産額等 (土地取得費除く)	府内常用雇用者数
工場	3,000㎡	かつ 3億円	かつ 5人
製造業等 <small>※製造業等には製造業類似事業(植物工場等)も含む。</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 種まき型支援 </div> 京都の特性を活かした企業の立地にあっては、1,000㎡ (例)・府内産の農産物を利用した食品製造		
	増設の場合	延べ床3,000㎡増	かつ 3億円
本社	(1,000㎡	又は 1億円)	かつ 5人
	増設の場合	延べ床1,000㎡増	又は 1億円
自然科学研究所	(1,000㎡	又は 1億円)	かつ 5人
	増設の場合	延べ床1,000㎡増	かつ 1億円
情報関連産業	(1,000㎡	又は 5,000万円)	かつ 5人
	増設の場合	延べ床1,000㎡増	かつ 5,000万円

※1 府内他施設からの異動者を除いた数となります。

※既存敷地内での増設の場合は、さらに下記のいずれかの要件を満たす必要があります。

現在の工場等が	①敷地面積3万㎡以上
京都府内本社企業であり、	②従業員200人以上
	③製造品出荷額50億円以上
	④直近決算期売上高100億円以上

〔アネックス京都三和に立地される場合の特例〕

《補助率等》

事業所設置促進補助金：投下固定資産額 × **15%** + (**土地取得費 × 20%**)

府内常用雇用促進補助金：新規府内常用雇用者数 × 単価

(障害者 × 50万円 正規雇用者 × 40万円 その他 × 10万円)

《交付限度額》

事業所設置促進補助金		府内常用雇用促進補助金
府内常用雇用者数	限度額	
5～9人の場合	0.75億円	8億円
10～19人の場合	1.5億円	
20～49人の場合	2.25億円	
50～99人の場合	3億円	
100～299人の場合	4.5億円	
300～499人の場合	9億円	
500人以上の場合	12億円	

《補助対象業種及び投資規模要件》

補助対象業種	補助対象要件		
	用地等面積	投下固定資産額	府内常用雇用者数
製造業等 物流関連産業 自然科学研究所	製造業等の工場、製造業等の本社 及び 自然科学研究所の事業所 (1000m ² 又は 1億円) かつ 5人		
情報関連産業	情報関連産業の事業所 (1000m ² 又は 0.5億円) かつ 5人		